

賃貸借契約書

蒲郡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、電話交換機の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

1 物件名	別紙明細のとおり		
2 賃借料	令和 8 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 9 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 1 0 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 1 1 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 1 2 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 1 3 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 1 4 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 1 5 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	令和 1 6 年度額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
	総 額	円	
	（消費税及び地方消費税相当額		円を含む）
3 賃貸借期間	自 令和 8 年 3 月 1 日		
	至 令和 1 6 年 2 月 2 8 日		
4 設置場所	蒲郡市形原町佃 2 0 - 1 蒲郡市立形原中学校内		
5 その他	賃貸借期間満了後の物件無償譲渡条件付き		

（目 的）

第 1 条 乙は、甲に対し本契約の条項に従って、別紙物件明細に記載の物件を賃貸し、甲は、これを賃貸するものとする。

（物件の管理等）

第 2 条 甲は、物件の設置場所を良好な条件に保持するとともに、善良なる管理者の注意をもって物件を使用しなければならない。

（賃貸借料の支払）

第 3 条 乙は、賃貸借料を 6 ヶ月の賃貸借期間終了後、請求書により甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の賃貸借料を請求し、甲は請求書を受領した日から 3 0 日以内にこれを支払うものとする。

3 賃貸借期間に 1 ヶ月未満の端数を生じたときは、日割計算により賃貸借料を算出するもの

とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、蒲郡市契約規則第26条第3号の規定に基づき免除する。

（物件の構成変更及び改造）

第5条 物件の機能上又は事務処理上、物件の構造の変更又は改造を必要とするときは、甲乙協議のうえ行うものとする。

（検査・調査）

第6条 甲は、賃借業務に関し、随時検査又は調査を実施し、乙に必要な事項を指示することができるものとする。

（損害賠償）

第7条 甲又は乙は、自己の責任に帰すべき事由により相手に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定めるものとする。

2 甲は、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、不当な利益を得たことが判明したときは、当該違反により生じた損害の賠償を請求することができる。

（身分証明書の提示及び秘密保持）

第8条 乙は、物件の管理及び保守のため物件の設置場所に立ち入るときは、必ず身分証明書を甲に提示し、立ち入らなければならない。

2 乙は、前項の立ち入りの際に知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報及び重要情報の保護）

第9条 乙は、この契約に定めるもののほか、個人情報及び重要情報保護に関し蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年蒲郡市条例第27号）、蒲郡市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第10条 甲は、この契約によって生ずる権利、又は、義務を他の者に譲渡してはならない。

（契約の解除等）

第11条 甲又は乙は、本契約の条項に違反のあったときは、相手方に催告を行ったのち、なお、履行の誠意がないと認めるときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により解除した場合、甲又は乙に生じた損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 甲は第1項に規定する場合のほか、物件の滅失、毀損及びその他の原因により、甲による物件の使用が継続できないと認められるときは、契約を解除できるものとする。この場合において、乙に損害を及ぼしたとき、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規

定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第13条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、乙に損害を及ぼしたとき、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（契約外の事項）

第14条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約履行について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲）愛知県蒲郡市旭町17番1号

蒲 郡 市

蒲郡市長 鈴木 寿 明

（乙）

別紙

物件明細

売主 設置場所等 （引渡場所）	設置場所 蒲郡市形原町佃 2 0 - 1 蒲郡市立形原中学校内 物 件 名 型 式 数 量
---------------------------	---